

改正

令和3年6月9日告示第100号

令和6年10月1日告示第161号

伊達市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市内における空き家の有効活用を通して、市内外からの交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために伊達市空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物とその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸又は分譲を目的とする建物とその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は売却・賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家に係る情報を登録し、当該空き家の利用を希望する者に対し、その情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

**第3条** この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

**第4条** 空き家に関する情報を空き家バンクへ登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込書を受理した場合は、その内容を審査するとともに、現地調査により当該空き家を確認するものとする。
- 3 市長は、当該空き家を物件台帳へ登録したとき、又は次項の規定により登録が不相当であると認めるときは、空き家バンク物件登録完了（不可）通知書（様式第3号）により当該申込者に登録の可否を通知するものとする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、物件台帳に登録しないものとする。
  - (1) 住宅としての基本的な機能に著しい不足が生じており、大規模な修繕が必要となるとき。
  - (2) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員を含む反社会勢力（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
  - (3) その他登録することが適当でないと認められるとき。
- 5 物件台帳の登録期間は、登録の日から起算して2年が経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項ただし書の再登録について準用する。
- 7 市長は、第3項に規定する登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(登録物件の登録事項の変更等)

**第5条** 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき、又は抹消しようとするときは、空き家バンク物件登録（変更・抹消）届出書（様式第4号）を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による抹消届出書の届出があった場合のほか、市長は、次のいずれかに該当する場合は、物件台帳の情報を抹消するものとする。

- (1) 前条第5項の物件台帳の登録期間を経過したとき。
- (2) 前条第1項の申込み内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(登録物件の情報の公開)

**第6条** 市長は、登録物件に関する情報について、市のホームページ等への掲載、閲覧その他方法により公表するものとする。ただし、空き家登録者が公表を希望しない事項については、この限りではない。

(利用希望者の登録要件)

**第7条** 空き家バンクの利用登録をできる者は、次のいずれかの要件を満たす者とし、かつ、申込者及び申込者が属する世帯員全員が暴力団員等でないものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、空き家の存する地域の一員として、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

(利用希望者の登録等)

**第8条** 空き家バンクの利用を希望する者は、本人であることが確認できる書類を提示のうえ、空き家バンク利用登録申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたとき、又は登録が適当でないと認めたときは、空き家バンク利用登録完了（不可）通知書（様式第6号）により当該申込者に通知するものとする。

4 利用登録の期間は、登録の日から起算して2年が経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

5 第1項から第3項までの規定は、前項ただし書の再登録について準用する。

(利用登録事項の変更等)

**第9条** 前条第3項の規定による登録の通知を受けた当該申込者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったとき、又は登録事項を抹消しようとするときは、空き家バンク利用登録（変更・抹消）届出書（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による抹消届出書の届け出があったとき又は利用登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者台帳から抹消するものとする。

- (1) 前条第4項の利用登録の期間を経過したとき。
- (2) 前条第1項に規定する利用登録申請書に偽りがあったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(空き家バンク利用の申込み等)

**第10条** 空き家バンクを利用して空き家の購入又は賃借を希望する利用登録者は、空き家バン

ク利用申込書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みのあったときは、当該物件の空き家登録者又は媒介を行う者へその旨を通知するものとする。

3 空き家バンク利用の交渉権は、申込受付順を優先とする。

（空き家登録者と利用登録者との交渉等）

**第11条** 空き家登録者と利用登録者との交渉及び売買、賃貸借等に関する契約については、市は、直接これに関与しないものとする。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年6月9日告示第100号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前に行われた物件登録又は利用登録に係る期間については、改正後の伊達市空き家バンク実施要綱の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して2年が経過した日の属する年度の末日までとする。

**附 則**（令和6年10月1日告示第161号）

この告示は、公布の日から施行する。